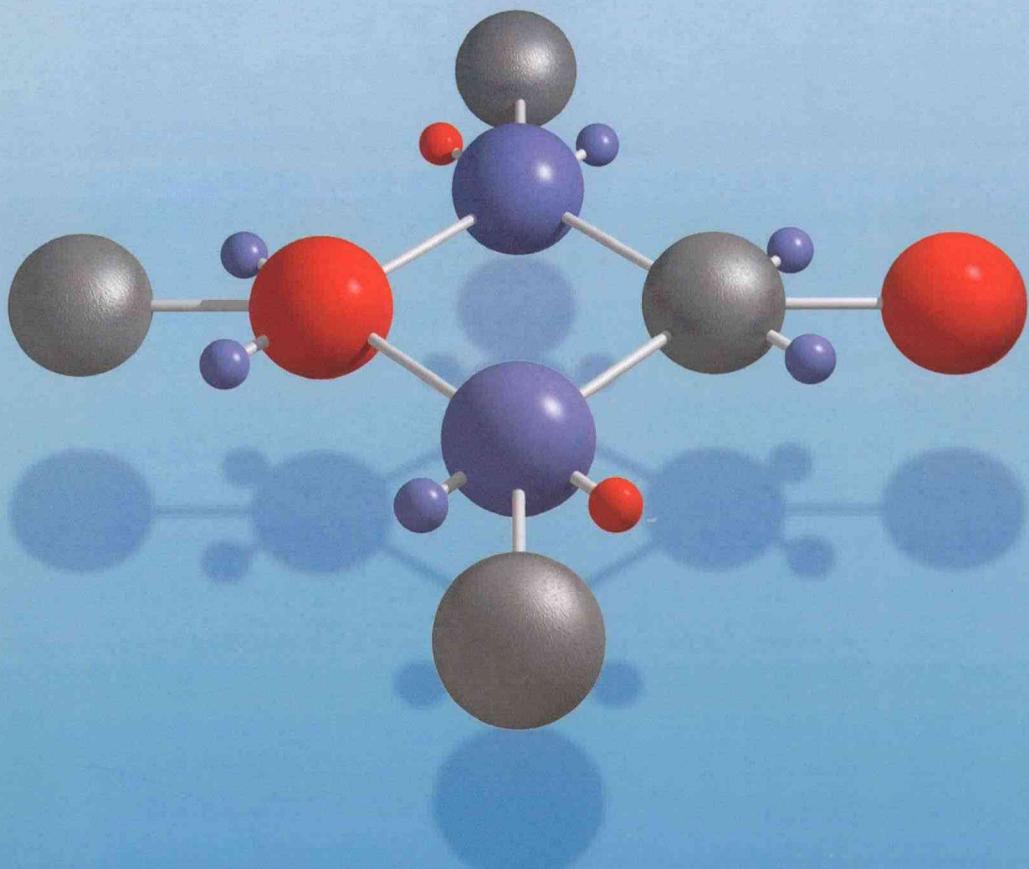


# 月刊研究 かなかわ

1996  
**4**

No.52



◆沖縄県の基地問題への取り組み

◆資料 日米地位協定

# 自治研究

かながわ  
1996  
4

No.52

◆資料 沖縄県の基地問題への取り組み  
◆資料 日米地位協定



神奈川県地方自治研究センター

## もくじ \* \* \* CONTENTS

沖縄県の基地問題への取り組み

栗国 正昭 ..... 1

質 疑 ..... 21

発 言 ..... 25

集会アピール ..... 27

資料 日米地位協定 ..... 28

# 沖縄県の基地問題への取り組み

沖縄県知事公室基地対策室長 粟国 正昭

去る3月2日、神奈川県社会福祉社会館で開催された「第31回いのちとくらしを守る県民の集い 一沖縄の選択と神奈川の可能性ー」の講演を編集したものです。

ただいまご紹介いただきました、沖縄県基地対策室長の粟国でございます。本日は「県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会」の集会で、沖縄の基地の問題について理解を求める機会をいただき、心より感謝を申し上げたいと思います。

先々週、東京の田無市でもお話しする機会があり、非常に熱心に耳を傾けてくれました。60年安保を経験された初老の方も交えて、沖縄の問題について聞いていただきました。みなさんは、いろいろな運動をなさっている方々ですが、沖縄の基地の問題は「聞きしに勝るもの」のようで、少女の暴行事件の問題などについても、いろいろなご意見がありました。その時、沖縄の気

温が23度あり、東京では零度近くでした。基地の問題に対する温度差がどのていどあるかはわかりません。私たちのところへは、マス・メディアの記者が取材にきますが、第一線に立つ記者の感覚をもってしても「なかなか温度差が越えられない」という感じを抱くわけです。

沖縄の中でも、那覇に住むものが嘉手納のような騒音に毎日曝されている町の人たちの考え方を理解できるかというと、両者の間には温度差があると考えています。できるだけ嘉手納や読谷などの人たちと理解するように私たちも努力はしていますが、今日の私の講演が、皆さんの理解に資することができれば大変幸いだと存じます。

## 1. 沖縄の基地の現状と課題

さて、みなさまのお手元のレジメに沿って進めさせていただきたいと思います。

沖縄の問題には、代理訴訟、職務執行命

令の問題などいろいろございます。こういった問題に対して、沖縄の基地の現状から大田知事が大変怒っているわけですし、な

にはともあれ沖縄の基地というのは、どうなっているのかを現状から聞いていただいて、知事が怒った原因がなんであるのか、沖縄の基地の現状と課題から始めさせていただきます。

### 1. 米軍専用施設の概要

専用施設と申しますのは、米軍さんがもっぱらその基地のために使っているという意味での専用施設でございます。沖縄に40の施設があります。これは1995年3月現在で、この40の施設面積が2万3千660ヘクタール、軍人・軍族が約5万2千594人います。5万2千人の軍人・軍族と申しますと、一つの市をつくるくらいの広がりですので、いかに多くのアメリカ軍がいるかご理解がいただけると思います。

### 2. 沖縄の米軍基地の特徴

#### ① 広大かつ過密な米軍基地

その沖縄の米軍基地の特徴は、非常に広大で、過密であることが一つであると思っています。

本土の各県の米軍専用基地を、県土面積を分母にして申しますと、神奈川県が約1%で、北海道が0.34%くらいでしょうか。したがって、沖縄の規模に比べますと、どこに基地があるか良く分からないというぐらいの、県土面積に対する比率ではないかと思います。本土各県の米軍専用施設はほとんどが1%、あるいはそれを若干越えた

程度の、県土面積に対する比率になっているのに対しまして、沖縄県の場合が10%になっています。

もし神奈川県の10%が米軍基地であるとするならば、あちらこちら基地だらけ、フェンスだらけの状態が醸しだされると思います。はじめて沖縄を訪れたみなさんには、那覇空港に降り立ち、すぐそこを出て1キロも行かないうちに、左側に那覇軍港がみえます。さらに4キロぐらい行きますと、牧港補給基地がございます。極東でも最大級の補給庫で、ここでは沖縄の補給だけでなく、日本本土に対するもの、あるいは韓国に対する補給も含めて、コンピュータ管理された巨大な補給倉庫群です。さらに進みますと普天間基地、これは輸送機とヘリコプターでできているマリーンの中心部隊です。そこから4キロ足らずで嘉手納空軍基地にたどり着きます。

それからそれからと言っていますと、切りがないほど連なっているわけでございます。西海岸ばかりでなく、東海岸にもたくさんの中等の基地があります。山の中も全部海兵隊のゲリラ訓練基地で、あらゆる実弾砲撃演習の場として提供されているわけです。みなさんにお配りした沖縄の地図をご覧になるとわかるように、あちらこちら全部黒く色ぬりされています。これだけの基地が神奈川県に広がっているとすれば「大変なことだ」とお感じになることだろうと思います。しかし私たちはこの50年、ずっと我慢を重ねてやってきたわけでございます。沖縄本島にこれが全部ありますので……。

沖縄本島と申しますのは、有人の離島が約50ぐらいある中の一つです。その沖縄本

## オキナワの基地—— ——基地の中のオキナワ



島と残りの離島との面積がほぼ一緒、すなわち沖縄県の2分の1の沖縄本島に、約92～93%の人口が集中しており、沖縄県の経済、行政などの92～93%が集中しているといって過言ではないと思います。その沖縄本島の中の20%が基地に取られているということでございます。したがって、その残りの土地に、私たち120万人近くがひしめきあって生活をしているという状況で、人口密度は、この神奈川の川崎市や横浜市にも劣らないほどの高さになっています。

どうして南の小島の人口密度が、川崎市や横浜市と変わらないほど高いのだろうとお考えになると思いますが、これはとりわけ基地との関係からこのような人口密度になっており、本来、基地の中に生活の場があるべきなのですが、住民の生活は基地の周辺に散らばっているという状況を想像いただければいいと思います。

沖縄本島はそういう状態になっているのですが、ほかの市町村はどうなっているでしょうか。嘉手納基地がある嘉手納町の場合、町域面積の83%が軍用地です。みんなの近くの市町村に、83%が基地で残りの17%で生活しているところがありますか。これはもう異常な状態と感じます。ずっとこの調子でやってまいりました。

基地面積の多い町村を順に言いますと、金部町で約60%近く、北谷町（ちゃたんちょう）で57%くらい、宜野座村（ぎのざそん）で51%、読谷村で47%、東村で42%というように、40%を越すものだけでも6市町村にのぼっています。これはもう異常も異常と言わなければならぬ状況です。

## ② 基地の集中・安保の過大な負担

沖縄県は、日本全体の国土面積のわずか0.6%でございます。その0.6%の国土に、在日米軍の75%の専用施設があるわけですから、想像を絶する面的な広がりです。ちなみに、横須賀、厚木、横田、三沢、岩国を全部集めても25%にしかなりません。ですから沖縄は、その3倍を0.6%の小さな島に抱えているということで、いろいろな問題が発生するわけでございます。

## ③ 私有地の占める割合が高い

私有地の占める割合が多いということも、沖縄県のもう一つの特徴です。

横須賀市などがそうですが、本土の場合には、軍事施設は昔から陸軍とか海軍とかの所有地でしたので、戦後、アメリカの進駐軍がそういうところを中心にして占領していました。ですから、米軍施設のある土地の約87%は国有地で、あと13%が市町村有地、あるいは私有地となっていると思います。逆に、沖縄県の場合には国有地、公有地、民有地の割合が約3分の1づつで、国有地の多い国頭（くにがみ）地区の自然保護地域を除く地域、とくに中南部地域に至っては75%が私有地という状況です。

私有地が多いということは、いろいろな問題を醸し出すわけです。昔、「銃剣とブルトーザー」で構築されてできたものですが、返還されるに際し、50年間の既成事実というのは大変な重みがございます。私有地であるということは、それによって生活の糧を得ている人々が沢山いるということです。したがって、そういう土地を明日か

ら手放すということは、身を切られるような大きな痛みを伴うわけです。そういう意味合いで、基地の返還問題についても難航していると、沖縄県民同士でけんかざたになるほどです。「返せ」とか、いや「返すに際してはちゃんとした跡地利用がなければだめだ」とかが、現在、沸騰しているような状況がございます。そういう意味では国有地が基地であるところは、返す場合には快く受け入れられるところもあり、楽ではないかと思います。

#### ④ 歴史的背景

沖縄県には、もともと米軍基地も、自衛隊基地もございませんでした。わずかに那覇空港が東南アジアへの中継飛行場として、戦前からありました。昭和18年から19年にかけて、戦争を控えて読谷補助飛行場が、それから現在の嘉手納飛行場のもとになる納嘉(なか)飛行場がつくられました。大田知事も学生のころには借り出されて、モッコを担いで飛行場づくりに毎日を過ごしたことです。

しかしながら、そうして人々から強制的に買い上げてつくり上げた飛行場も、米軍が上陸する直前に、東京の大本営からの指示に基づき放棄しました。結局、飛行場も使われないまま、中部の方で迎え撃つという作戦で、撤退をしたわけです。

アメリカ軍は、これを悠々と占拠し拡大して、本土への攻撃の一つの基地にしたわけでございます。そして戦争中から戦後にかけて、住民が逃げ回っている間にアメリカ軍はどんどん拡張していきました。戦後沖縄県は公団も全部焼失いたしました。な

にもない状態の中で、アメリカ軍が全部ブルトーザーで均したため、どこからどこまでが自分の土地だったか分からない状態にされたわけでございます。絶対権力を持ったアメリカ軍が、沖縄の基地をどんどん拡張し、勝手に囲い込んで大きくしていったという状況がありました。アメリカ軍は、いわゆる「ハイグ陸戦法規」というものを根拠にとって、「占領している間は、進駐したもののは勝手でいろいろできる」という根拠でやったわけです。

しかし、1952年の講和発効後、日本がサンフランシスコ条約によって独立し、布令・布告というものをつくり、沖縄でも「お金を払って住民から土地を借りる」という法的な条件を整えていったわけです。私たちも、みなさんと一緒に独立できると思っていたところ、1952年には46都道府県が先に独立し、私たちはあえなく異民族支配の下に置かれました。そして敗戦から27年間、アメリカの支配の下にいたわけで、そのいろいろな事件・事故、基地の拡張などに遭遇してきたわけでございます。

そして1972年の沖縄復帰の際は、「本土並」ということで、沖縄県の基地も本土並に縮小されることを期待していましたが、残念ながら「核抜き本土並」は、核そのものはなくしたということになっていますが、基地問題についてはほとんど縮小されないまま、「沖縄返還協定」によって日米安保条約、日米地位協定が適用され、今日に至っている状況でございます。

#### ⑤ 米軍基地による社会的、経済的影響

沖縄の米軍基地は、沖縄県の振興開発を

図る上で、本当に大きな障害になっているわけでございます。

例えば、普天間基地などは宜野湾市のど真中を、丸くえぐり取るように基地があります。人々はその周囲の、ドーナツのリング上で生活しているような感じがあり、健全な都市形成や産業振興上の大きな問題があります。まっすぐ道路を通せない、ずっとフェンスの外を回らないといけない。下水道などは、直線で通せば500米ぐらいで届くところを、4キロも迂回しないといけないということで、余分なお金がかかります。そういういろいろな意味で、市民生活に影響を与えています。

本土復帰後も変わらない演習と、それから後を絶たない基地被害がずっと続いています。これはまさしく地位協定の管理権の問題から生ずるもので、いろいろな演習の関連事故が多発しているという状況があります。

復帰後の23年間に、航空機関連の事故が121件あります。あとで詳しく申し上げますが、上から飛行機の部品が落ちてきたり飛行機そのものが落ちたり、いろいろなことがあります。そのうち墜落が36件あり、いつ自分たちの頭の上に落ちてくるかわからない状況の中で、私たちは基地と暮らしているわけです。それから、いろいろな種類の実弾砲撃演習もしています。焼夷弾のようなもので演習もしますので、山林火災が発生しています。こういうものが原因で、燃え広がった焼失延べ面積は1340ヘクタールにも上っています。

地位協定3条の管理権との問題では、航空機騒音問題があります。嘉手納や普天間飛行場の周辺では、大変な騒音に悩まされ

ています。それらの飛行場には、騒音の自動測定機などを備えていますが、嘉手納飛行場では23ポイント中9ポイントにおいて環境基準を飛び越しており、普天間飛行場では12ポイント中9ポイントが環境基準を越えています。私たちはそういう問題に対して「これをなんとかせよ」と、これまでずっと要請してきたわけですが、ほとんど住民の願いは聞き届けられないまま今日にいたっております。私たちは昨年、ついに航空機の騒音に関する軽減措置をまとめ、それを日本政府に突き付けたわけでございます。

それから県道104号線越えの実弾砲撃演習の問題があります。私たちが生活道路としている県道104号線の上を飛び越して、標的の金武町（きんむちょう）のブート岳に砲弾を打ち込む演習をしています。いわゆる「5・15メモ」の中で、そういうものが許されているわけです。当初、「そういうことがなぜ許されるのか」と抗議を申し入れたら、「5月15日の会議において、それは許された」という答えだったそうです。アメリカ軍に言わせれば「それは非常に安全な訓練でアメリカ本土でもやっているんだ」ということでした。ですから県道を封鎖するのは、あくまでも日本側の自主的な判断で封鎖しているのであって、「日本側に、危険だから封鎖してくれ」と言ったことはないというのがアメリカ軍の言い訳です。そう言われても県道越えで、万が一にも的を外したり、性能が悪くて県道を歩いている人や走っている車の上に落ちたならば一大事ですので、警察が「待った」をかけることは当然だと考えるわけです。

この問題については、現在、私たちの方

からは廃止という要請をしていますが、特別委員会などでは、北海道、富士の演習場や大分県の出生台（しじゅうだい）、その他いろいろなところで分散演習しようという考えがあるようです。これには、みんなからは強い反対の声が起こっていることを良く承知をしているところです。私たちは実弾砲撃演習の被害をよく承知していますので、国内にそれを移せとは口が裂けても申し上げません。私たちは、直ちにアメリカ本土に持っていくって欲しいという願いを持っているわけです。

それから、原子力潜水艦の寄港などはしょっちゅうです。米軍人・軍族による犯罪も、刑法犯罪で4,716件に達しています。あの忌まわしい少女暴行事件も、こうした米軍人・軍族による犯罪の一つです。さらに赤土の流出問題がきました。

このほかに環境に対する、基地から生ずる問題が脈々と発生している状況があります。かつては嘉手納空軍基地内から流れて地下に染み透ったガソリンが民間人の井戸に流れ出し、この井戸水に火を近づけるとパッと燃えるという状況にまでなったことがあります。その他、P C B汚染もありました。今後、基地が撤退した後にも土壤検査もしてみないとなにがあるのか分からぬいぐらに、沖縄の基地は汚染されているのではないだろうかと考えています。

## ⑥ 県経済に占める基地収入

さて、私はこうした基地被害の問題をとうとうと述べてまいりましたが、基地と切り離せないのが沖縄の経済の問題です。ちなみに、1972年の復帰の際、軍人・軍族の

消費支出、軍雇用者の所得、軍用地料などを軍関係受取といいますが、約780億円でした。それが、1992年には1,614億円に達して、2倍強になったわけです。当時の県民総所得からいいますと、基地依存度が15.4%あります。

しかし、今日では沖縄も細々ながら経済の拡大があり、全体から見ると5.1%になっています。そういう意味では、経済依存度は下がったことを数字上は示していますが、依然として1,600億円の絶対額があり、無視できない数字だと思います。

それから基地の従業員が、復帰当時2万人いました。全駐労の方々も良く知っていますが、現在では7千9百人まで下がっています。しかしながら、この8千人近くの従業員というのは、沖縄県庁と匹敵する大きさの雇用です。そういう意味合いで、沖縄で最大の産業といわれる公務員と同じぐらいの人々が基地に働いているわけで、こういう問題を将来、どう解決すべきかということが私たちの重い課題になっているわけです。

## 2. 基地問題と対策

### 1 県の基地問題への基本的な考え方

沖縄県として、基地問題とそれへの対策を、いったいどのように考えているかについて申し上げます。県の基地問題に対する基本的な考え方といいますのは、大田知事の選挙に向けての一つの基本政策の中で見てまいりますと次のようになります。

「基地のない平和な沖縄を目指して、米軍基地の整理・縮小を一歩一歩着実に促進する」というものです。したがいまして、即時に全面的に撤去、ということではなくて、現実を見据えた上で、しかし基地のない平和な沖縄を目指す、その現実的な手法においては、整理・縮小を一歩一歩着実に促進するという手法をとろうとしているわけです。

米軍による事件・事故、それから航空機騒音、自然環境の破壊、こういった基地被害に関しては、私たちはこれまで何十回、いや、百回を越すほどの抗議も含めた諸要請をやってきました。事件の場合でしたら綱紀の肅正をやるよう、二度とこのような事件を起こさないようにと、何度も申し上げてきたでしょうか。現地の司令官、現地の総領事館、防衛施設庁施設局に対しても何度もやりました。そして東京に来て、外務省、防衛庁、駐日アメリカ大使館を中心にして、何度も要請したかわかりません。

しかしながら、さほど効果があったとは思えないくらい次から次と、私たちに挑戦するかのごとく事件が発生をしてきます。日々発生する事件・事故に対して、できるだけタイムリーに抗議をし、また改善すべきことは要請もしているわけです。

そして、先ほどの経済との関連ですが、軍用地の計画的、段階的な返還を、日本政府との間で話し合いを持っていこうと思っております。その結果として、去る1月30日に開催された、日本政府と沖縄県で構成している「沖縄米軍基地問題協議会」というのがあります。すでに3回の幹事会が開かれておりましたが、この第3回の幹事会において「沖縄国際都市形成整備構想に基づく基地返還アクションプログラム」というものを日本政府に提出しました。この沖縄県案に沿って、国としても「基地の返還アクションプログラム」をつくって欲しいとお願いをしたわけです。

沖縄県としましては、このプログラムに基づいて、米軍基地返還を計画的そして段階的に求めていきたいと考えているわけです。後ほどこの「国際都市形成整備構想」と基地返還アクションプログラムについて若干触れさせていただきます。

### 2. 沖縄振興開発計画の位置付け

国の方は、沖縄の基地の問題にどのような関わりをもっているのでしょうか。

沖縄現地における日々起こる基地問題については、那覇防衛施設局があり、そこが取り仕切っています。

振興開発上の問題では、東京に沖縄開発庁があります。そこでは沖縄の県土利用の方向性として、このように書かれています。「沖縄の米軍施設・区域は高密度な状況にある」。これは国がつくった計画ですので、国がそれを認めているということです。

沖縄について、日本政府もこの状況を認めているということです。そして、その広大な米軍の施設・区域は、土地利用上大きな制約になっているということ、県民生活にさまざまな影響を与えていたということをはっきりとうたっています。そのためには米軍施設・区域をできるだけ早期に整理・縮小することも、この計画の中でうたっています。「地元の跡地利用に関する計画をも考慮しつつ、可能な限り速やかな返還に努める」と書かれているのです。

しかしながら、この「可能な限り速やかな返還に努める」ということが、現実としてどのような実態になっているかといいますと、沖縄の基地の返還は遅々として進んでいません。

### 3. 米軍基地の整理・縮小

それでは、米軍基地の整理・縮小はどうなっているのかといいますと、米軍専用施設の返還状況は、沖縄県の復帰の1972年の5月を一つの基礎に置いて見た場合、本土には1万9千5百ヘクタールくらいの米軍基地がありました。それが現在、8千60ヘクタールですので、返還率は58.8%となっ

ています。沖縄県の場合は、復帰時に2万7千893ヘクタールだったものが、現在2万3千739ヘクタール、返還率は14.9%です。約15%が返還をされたということです。

それでは、6割近くの返還率と15%の返還率を、どのように理解すればいいかということです。そこには、神奈川県も含めた「関東計画」というものがありました。首都圏の米軍施設・区域を、集中的に整理・縮小していった結果、この分の機能の強化が沖縄にしわ寄せされたのではないかとも思うわけです。本土の基地を可能な限り整理・統合・縮小する方向にもっていく中で、沖縄の基地に代替されて返還が進まない、そのために15%になったと理解しなければならないのではないかと思います。

もとより、そういうことは神奈川県民の責任でもなんでもありません。日本政府がその方向での選択をしたと理解をしているわけです。そして「移設条件つきの返還合意」が実に多いということです。那覇軍港などは、昭和49年頃、日米合同委員会、日米安全保障委員会などで返還合意になりました。しかし、その機能を沖縄県内のどこかにつくるという条件で、返還に合意したわけでした。新たに機能を引き受ける市町村などは、どこにもありません。

言い換れば、どうせ返せないということが分かりながら「移設条件つきの返還」をアメリカ側は突き付けてくるという状況があります。住宅などは現在の基地の中に移設することは可能ですが、本来の意味での基地の移動については、どこの市町村も受け取るところはありません。そこで三次案という、那覇軍港の浦添市の地先の埋立地に移動させるという一つの解決案、それ

から読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練をキャンプハンセンの宜野座村の地域に移設させるというもう一つの解決案、この二つの解決案が提示されました。これについても、地元の受入れ市町村は絶対反対です。このようにして、せっかく日米が合意しても、こういった国際条約を実現するためには、沖縄のどこかが犠牲にならなければ返還されないという状況の中で、沖縄県の基地が整理・縮小されないという結果があり、場合によっては沖縄県民同士がけんかざたになる可能性もあるというところもあります。

国からは、そういう条件つきの移動、移設というものを、県知事に、神奈川県の長洲さんが池子の場合にやったように、その仲介の労を取ってもらって静かに収めていただけないかという要請があります。しかしながら、基地の苦しみとか悲しみとかを知っている知事としては、そういうことをやるということに躊躇せざるをえないところがあります。議会などでもよちゅう追及されますが、私たちとしては現在は国と関係市町村の話合いの推移を見守っていくというのが現状です。

そういう場合には、地域の開発計画あるいは県全体の開発計画も踏まえて、最終的には総合的に判断をするというような受け答えをしてきたわけです。せんじ詰めれば良く分からぬといふところもあり、県内での移設・統合もままならないことがあります。現在、沖縄県の基地の整理・縮小が進んでいないという課題があります。

私たちとしては、将来的にどうするかについては、国とも十分話し合わなければならぬと思っています。

#### 4. 基地の跡地利用

基地の跡地利用に関しては、昭和35年から約1万5千ヘクタール位が返還されてきました。その35%位が公的な活用がなされ、また計画中ということです。その他、個人の使用、私的利用、自衛隊への転用、それからそのまま環境保全地域として残されているものなどいろいろです。跡地利用という問題は、一つの大きな焦点になりますが、市内の都市地域における基地の転用については、今日までの間では大変成功していると私たちには認識しています。

具志川市の天願通信所跡の緑町の開発、かつてヘリコプター基地であったハンビー飛行場跡地、こういったところはかなり近代的な街づくりが行われ、以前にも増して賑やかな街になっています。小禄（おろく）の空軍家族部隊跡地というところには、ジャスコなども進出してかなり賑わっています。そして那覇市の副都心となる天久（あめく）の開発地域は、約2百ヘクタールほどですが、ここも近代的な街づくりが現在進行中で、4、5年以内には立派な街が出現することになっています。

しかしながら、こういう流通とか人の住む街を中心とした街づくりはそろそろ限界で、沖縄県の人口からみて沢山の流通施設をつくることは不可能でございます。お互いに足の引っ張りあいになって、つぶれるばかりです。そういう意味合いで、沖縄県のいくべき方向というものを、もっと飛躍した国際的な方向にもっていかないといけないのでないかと考えているわけです。

## 5. 事件・事故の現状と対策

それでは、事件・事故の現状と対策はどうなっているのだろうか。先ほど、米軍の航空機関連事故が121件あり、うち墜落が36件と申し上げました。空から部品などが落ちる、着陸に失敗して事件・事故を起こす、緊急着陸する場合もあります。こういったものも含めて121件あるということです。

墜落については幸いにして、今日現在まで、民間地域に落ちるということはありましたでしたが、しかし何人かが巻き添えをくって亡くなられたものもあります。米軍人・軍族による事件は、4,716件あり、凶悪犯罪が509件あります。うち殺人が22件あり、12件は民間に関するものです。強盗が354件、強姦にいたっては110件あるということです。昨年9月に起きた少女暴行事件もこういった強姦事件の一つですが、こういう暴行事件が110件もあるということは大変だと思うのです。これらは刑法犯として検挙された数ですので、逮捕されてないもの、あるいは申告罪ですので申告しない泣き寝入りをした女性が何人いただろうかと私たちは考えているところです。そういう意味で、基地と女性の人権という問題はかなり密接に結び付いていると考えなければならないと思います。

「基地と軍隊を許さない行動する女たちの会」というのが沖縄にあります。ここの人たちが基地の持つ構造的な犯罪性を告発するためにかなり勉強して、このほどアメリカに行ってその実情を告発し、人権の問

題から沖縄の基地を整理・縮小せよと強く迫ったわけでした。そうした草の根的な運動がアメリカで理解され、かなりの反響を呼んでいます。アメリカへ行って、沖縄の基地問題を訴えるのは知事だけでなく、民間レベルも自分たちのお金を使って行き、草の根的な話し合いをしたということがあります。

沖縄県としては、私たちが所属している基地対策室などを中心として活動していますが、毎日毎日が忙しいというのが現状です。市町村としては、基地の所在する市町村が25団体あり、そのうち米軍基地の主幹課を置いているのが9団体にのぼっています。それらを数えてみると52人ほどが基地関係の職員として専従で働いています。したがって、基地問題に費やすエネルギー、お金は数知れないほどの問題に達しているとご理解をいただければと思います。沖縄の基地の持つ異常性から来るものために、基地の地位協定を問題にして、協定の改正、見直しの要求をやったわけです。

## 6 基地問題に対する県及び市町村自治体の要請活動など

### ① 県の要請活動

基地問題に対する沖縄県および市町村自治体の要請活動について申し上げます。

まず、県の要請活動は、基地の整理・縮小について、事件・事故が発生するたびにタイミング良く抗議を込めて要請をしてきました。100を越す、200を越す数になるほどの要請活動をしています。

本土の場合は、外務省、防衛庁、防衛施設庁、それから駐日アメリカ大使館、在日米軍指令部に行きます。ですから私たちのターゲットは、必ず、日本政府と米国政府を対象にするという状況があります。国外の場合では、沖縄県知事が過去6回行きました。前の西銘知事が2回、現在の大田知事が4度行き、昨年は私も一緒についてまいりました。

そういう活動の中で、日本政府とアメリカ政府を通じて私たちが受けた印象は、安全保障条約上の必要性が強調され、120万の沖縄県民が日々生活しているということを忘れてるような状態があるということです。日々、騒音に悩まされる。日々、実弾砲撃演習に悩まされる。そういうことを忘れているような口ぶりがあります。私たちは日米安全保障条約上において、これほどの犠牲をこうむらなければならぬのかを常々考えているわけですが、日本政府もアメリカ政府も日米安全保障条約上の重要性を強調することが常であり、できるだけ、条約との調和の上にたって沖縄県民の幸せを考えたいという口ぶりで、私たちの生活が常に二の次にされていると理解しています。

ですから、少女暴行事件などの問題も、発端となった17条5項Cについて改正・見直し要求をしても、外務大臣にきちんとした反応がない、鈍感だという感じがあるわけです。私たちが感じるほど、日本政府はきっちとした形で反応しない、少し手直しをしてやれば県民は納得するという感じがあります。

しかし、私たちは50年の間、我慢に我慢を重ねてきた問題というのは、ちょっとやそっとの手加減だけの訂正では、なかなか

納得できないというところがあります。そういうものが、あの8万5千人集会の大きな原動力になったわけです。少女へのいたたまれない気持ちがあったことは確かです。しかしこの50年間、延々と我慢を重ねてきた人々の思いとあいまって、120万県民の約7%に相当する、8万5千の人々があの集会に集まつたということです。

そして、自民党から共産党までを含めて、「四つの原則」に集約しました。原則にお堅いところの共産党が、あえて安保条約の破棄とか全面返還と言わないで、基地の整理・縮小に集約していったことを承認をして、8万5千人の集会を成功させたということが、いかに大変なことか、私たちも良く分かるわけです。そして、大会を成功させ、超党派によるアメリカ政府への要請につながったわけです。

超党派できたということに対して、アメリカ側からも強い反応がありました。3ヶ月以内に沖縄の基地問題に対する公聴会を開き、沖縄県側から関係者を招くことが約束をされています。知事が行くか、他の人が行くかは分かりませんが、ともかく、アメリカ議会が公聴会を開いて、「沖縄の基地問題について意見を聞きましょう」ということは、この50年の間に一切なかったことです。大変な変化だと思わなくてはなりません。私たちはそれに向けても準備を整えたいと思っています。

## ② 沖縄県議会における意見書・決議の状況、周辺自治体の決議・要請活動

こういう問題で沖縄県議会の意見書・決議の状況は、復帰後240件に上っています。

なにかあるたびに決議をいたします。それが積り積もって米軍基地関係だけで240件に達しています。基地周辺自治体の要請活動も多くて、一自治体での要請が124件に達しています。とくに嘉手納町ですが、「要請に要請を重ねて」と、先ほど申しましたが、なかなか相手側からきちんとした反応が現われない、きちんとした対応がないという中で120件の要請活動を繰返し重ねてきたということです。

そして、あの事件・事故を契機にして、8万5千人の集会になり、この要請文を日本政府に突き付けたわけです。そして、11月4日の村山総理大臣と大田知事の会談につながりました。村山総理も「大変申し訳ない」と言われ、そのことが一つのきっかけになって、沖縄県と日本政府の間に基地問題について話し合う「沖縄米軍基地問題協議会」および「幹事会」が、平成7年11月17日に閣議決定を見たわけです。

## 7. 沖縄米軍基地問題協議会および幹事会

11月4日の、村山総理と大田知事の会談には私たちも陪席をさせていただき、やりとりを見守りました。お昼をはさんで延々5時間近く話合いました。お二人とも大変人格者ですので激しい言葉のやり取りはありませんでしたが、大田知事はこの50年の思いを約1時間、自分の言葉で総理に訴えていたのが非常に印象的でした。それは24日の、第2回会談につながり、その5日後に第1回協議会を開いたわけです。私たちはその中で「米軍基地の整理・縮小」「地

位協定の見直し」「三者協の活性化」「基地被害の防止」を含めて5項目にまとめて、村山総理にもお願いし、また第1回協議会の場で申し上げました。

それ以外にも重要なことを申し上げました。当時、クリントン大統領と村山総理大臣の日米首脳会談が近づいていたこともあり、新聞などを通じて、沖縄の基地ばかりでなく、日米安全保障条約の強化・拡大、いわゆる安保の極東条項の拡大が図られて世界的な範囲で日本の安全保障条約を運用するのだと知らされていたわけです。そして、東アジア戦略構想の中でうたわれている「アジアの10万人体制」、それから日本の「4万7千人体制」を、数字を上げて確認するのだという話しがありました。私たちとしては、安保が拡大解釈されグローバル化されて、極東の範囲に止まらず中東・ヨーロッパまで含めて運用され、そのためには使われるとすれば、「整理・縮小」を希望している私たちとまったく反対の方向に強化・固定化されるという、大変な危機感を抱き、「そのようなグローバル化をぜひ避けていただきたい」とお願いしたわけです。それは、日本全体の「基地の強化・固定化」だけでなく、沖縄県の「基地の強化・固定化」につながり、私たちは永久に「整理・縮小」を望めなくなるという危機感があったわけです。

また、4万7千人体制を21世の初頭まで続けるという話しも聞きました。こういう数字が固定化されること、基地そのものもまた同時に固定化されるわけで、「基地を整理・縮小してその跡地を有効活用しよう」という大田知事としては、到底受け入れられないという観点から、「日米首脳会

談において4万7千人体制の数字をうたうこととはよしていただきたい」と申し上げました。そして、日米首脳会談の宣言の中で、「基地の整理・縮小」という一文を入れて欲しいとお願いをしたわけです。

その後、「5項目要求」、それから日米首脳会談に向けての「3項目要求」については、橋本総理大臣との話合いの中でも率直にお願いを致しました。橋本総理としても「沖縄県の基地の苦しみ悲しみということについては三党の合意事項であり、自分も先の閣議の決定に基づいて、きちんと対応させていただく」との、ご返事があったわけです。大田知事自身も、橋本総理の口から、沖縄の基地の整理・縮小の問題について、大変前向きなご発言があったことについて、率直に評価をしたわけです。

サンタモニカで行われた、日米首脳会談でも普天間基地が例示として出され、4月17日の日米首脳会談に向けて環境条件を整

える場になったようです。私たちとしては「北部の山にあるゲリラ訓練基地の返還だけでなく、宜野湾市のような都会地区にある基地の返還もぜひ考慮して欲しい」と思っているわけです。

私たちがいわゆる「目に見える形での返還」というのは、都會地域における危ない基地の返還、そして振興開発上の妨げになっている基地の返還を申し上げているわけです。宜野湾市の普天間基地は、その安全性の問題において第1級のターゲットとしなければなりません。産業振興上の問題にもなっていますし、健全な都市形成上も大きな問題があります。普天間飛行場は「目に見える形での基地の整理・縮小」の象徴的な存在になっているわけで、その進展がないということがもあるならば、沖縄県民は大変落胆するに違いないと考えています。そのメッセージは、国の方にも良く伝わっていると認識をしているわけです。

### 3. 騒音防止協定の締結に向けて

厚木、横田も、すでに日米合同委員会で合意されて、それなりの協定書を持っています。私たちからみれば、大変羨ましいかぎりです。首都圏にあるということがかなり優先されて、爆音防止の協定がなされています。三沢では、そういうところはないと言っていますので、沖縄がないということに、決して不平等だとは思いませんが、厚木、横田に比べて協定ががないというのはやはりおかしいと考えなければならないと思います。このような観点から、私たちは嘉手納町を中心とした周辺の市町村、そ

れから普天間基地を中心とした周辺の市町村を巻き込み、七つの市町村で構成する爆音の軽減措置を図るために団体を網羅した防止協定の案をつくり、日本政府に突き付けました。私たちの案の主なところは、午後7時から翌日7時まで飛行機が飛ばない、エンジン調整もやるな、土曜、日曜、祝祭日はすべての飛行を禁止する、といったことが中心になっています。厚木、横田の飛行禁止は午後10時から翌日の6時までになっており、人々は騒音に悩まされています。協定があるのになぜなのか。訴訟に

持ち込むほど市民生活への障害があるのかと、私たちから見れば不思議なところもありますが、実態としては夜間の発着訓練をはじめ、いろいろな日常訓練がされていると聞いています。そういう中で、厚木、横田なみを目指すというのは問題としなければいけないと思います。それを越える協定でなければ意味がない。そのような観点から、人間が静かに暮らす一つの基本的な時間帯として、午後7時から翌日の7時ぐらいまでの、人々が食事をし団らんし、テレ

ビを見て、勉強し、睡眠する。午前7時までぐっすり眠る、そういう夜と睡眠の一ときを返して欲しいという観点から、騒音防止協定を国に突き付けたわけです。

これと並行して、現在、嘉手納の爆音訴訟関係も進んでいます。同じように、午後7時から午前7時までの飛行禁止などを要求していますが、これまでの状況からして大変厳しいところがあり、騒音問題についても、日米地位協定の中で見直すようにと言っているわけです。

#### 4. 日米地位協定の見直し

地位協定の第3条（施設・区域に関する措置）に管理権の問題があり、飛行場の中でのエンジン調整、飛行訓練が野放しにされているところがあります。したがって、3条の管理権の問題をはじめ、2条（施設・区域の提供等）についても配慮するよう要求を突きつけています。

とりわけ、第2条の土地提供の問題は、日本全国が一つの対象になっており、日米合同委員会の合意さえ得ればいつでも基地とすることができますという内容になっています。この問題も、やはり制限を加えないといけないことがあります。そして私たちが使いたい、生活上、必要とするときはいつでも返すという改正内容にしてほしいと申し込んでいるわけです。ちなみにドイツの場合「基地としておくより、地域の人々が使った方が経済的により効率的という認識がなされれば前向きに検討する」という地位協定の内容になっています。私たちも、そういう方向での日本政府が主体

的な形での話合いができる、アメリカ側から「この基地はいりません」と返されるまでじっと我慢して待つという状況をなんとかしないといけないということなのです。いまの状況では日米の力関係から、アメリカが「いりませんからどうぞ受けとってください」というまでは、黙っていなければならぬような法律内容になっています。それを一対一の関係にしなければいけないと思っています。

日本として基地（となっている土地）が地域の振興開発上必要だという時には、日本政府からも積極的に申し出て、返還に応じてもらわなければならないと感じているわけです。私たちがアメリカ政府から「これはいりません」と返されるときは、いつも大変困ります。振興開発計画もないまま返される場合が多くあります。返されてから跡利用計画を立てるというのは、土地の遊休化につながるわけで、その土地の地主が大変な損失をこうむります。私たちと

しては、基地を返還する場合はその前に通告してほしい、この通告期間の中で跡地利用計画をつくり、返されたときには区画整理事業などができるようなシステムにするということを、昭和50年代から国に申し込んできましたが、今まで陽の目を見ませんでした。

去年の6月に、いわゆる「軍転法」ができ、このような「通告制度と3年間の地主補償」を遂に勝ち取りました。地主の方々は、一応、一つの安心感を得たことは確かです。しかし、この法律をもってしても、沖縄の基地跡地利用はきちんとした形で進むという保証はないわけです。

例えば、普天間基地のように約5百ヘクタールが突然返された場合、あるいは通告付きで返されたとしても、何千人という地主の合意形成を図って一つの街づくりをする、意見を一つ方向性に集約して持っていくということは至難の技です。ちなみに、2百ヘクタールの、那覇市天久（あめく）の新都心づくりでは、80回近く、地主との話合いの場がつくられ、合意形成を図ったと言われています。那覇市長も、その場に絶えず出席をして合意形成に協力したということです。2百ヘクタールの土地でもそういうことです。これが2倍以上の土地になりますと、地主の合意形成を図るということが大変です。先ほど、国有地の場合は羨ましいといったのは、合意形成のための時間がいらない、国がOKし、基地のある自治体がOKすれば開発の方向性は、そこで決まってしまうからです。

しかし、何千人も地主がいる沖縄の私有地が中心になっている基地は、それぞれの地主が基地の跡地利用について自分のプラ

ンを持っています。将来は自分の次男、三男に分けてあげる、いや、自分の店をつくるためにこれを使う、と。また県としては公有地として使う必要がある、市町村は学校をつくりたい、公園もつくりたい、と。そのように、地主と自治体との意見は整わないし、地主の方々もそれぞれの思いを描いているわけで、跡地利用の合意形成にはすごい時間と膨大なエネルギーを必要とします。それが今日まで、土地の遊休化を招くという状況にもなっているわけです。

しかし、跡地については、ほかの土地区画整理事業とどう変わるのがというのが、日本政府から絶えず発せられた言葉です。ボッカリあいた空間・土地というのは、明日から収入がなくなるわけで、地主にとっては将来の問題として大きいのです。そういう意味合いで、私たちは救済措置としての法律のバックアップ体制をとって欲しいと、ずっと申し入れてきて、先ほどの「軍転法」ができました。

嘉手納基地は1,800ヘクタールありますし、それに付随した嘉手納弾薬庫は2,800ヘクタールあります。こういう土地を将来、開発整備するのに市町村への補助金なしで、どのような形で開発できるのか、大変懸念をしています。そういう意味で、戦後復興的な法律制度の整備をして欲しいと、今後言わなければならぬと考えているわけです。ちなみに、阪神・淡路大震災のとき、神戸地域の区画整理事業や街づくりをやり直そうと、主権を制限するような法律をつくってやりましたが、結局、うまくいかないところもありました。これはすべて私有地だからそうなるわけで、沖縄県の基地についてもほとんどそれと状況は変わり

ません。そういう意味で、沖縄県のの特色は、私有地になっている土地の跡地利用が

非常に難しい、相当な時間がかかるということを理解してほしいと思います。

## 5. 基地の強制使用への対応

### 1. 強制使用の過去の経緯

基地の強制使用の過去の経緯を申し上げます。

復帰前は、布令・布告でもってアメリカ軍に使われていました。復帰後はまず第1に、「公用地暫定使用法」があり、これで5年間の「使用権限」の権利を取得しました。そしてこれでは5年間以上の使用はできませんので、これを10年に伸ばし、昭和57年から適用しました。

この法律の名前が大変長いのです。「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」、簡略して「駐留軍用地特措法」と言っています。この法律に基づいて収用をしようと、土地収用法を適用する中で強制使用する権原を得ようとするわけです。そして、昭和57年から第1回の裁決がはじまりました。その際、契約に応じない「反戦地主」を対象にして、収用が始まったわけです。ちなみに公開審理6回を経て、最初は昭和57年の5月15日から昭和62年5月14日までが行われました。

この時、日本政府からの申請が5か年、そして裁決も申請通りの5か年です。した

がって、5年後の昭和62年度に、また裁決がなされました。この時は日本政府からの申請が20年でした。「20年間文句をいわずに貸してくれ」と、県の収用委員会に申し入れましたが審理の結果、裁決が10年になりました。この昭和62年の裁決で10年となされたものが、今回の平成9年の5月14日に期限切れを迎える多くの反戦地主、あるいは一坪反戦地主の土地です。これが約2千9百人の土地ですが、これについては、すでにみなさんもご承知のとおり、各市町村にまたがっていますので、各市町村長がそれぞれ代理署名をやってきました。

沖縄市と読谷村と那覇市、この三つの自治体の首長は、これはいろいろ問題あるということで署名を致しませんでした。したがって、その分を県知事に代理署名をやってほしいと日本政府からきたわけです。これが35人の、代理署名願いでした。これに対して「どうしても応じられない」というのが大田沖縄県知事の国への回答でした。

### 2. 今回の代理訴訟に至る経過

まず平成7年8月21日に、那覇防衛施設局長から沖縄県知事に対し、駐留軍用地の強制使用に関わる立会い署名・押印願いがされました。そして平成7年9月29日に沖縄県知事は「那覇防衛施設局長から要請の

あった駐留軍用地の強制使用に関わる立会い署名・押印については、これに応じられない」と署名拒否的回答をしました。

ちなみに、9月28日からは県議会の9月定例議会がはじまっていまして、野党から先に質問をしました。9月28日の午前中までは、野党の質問で、代理署名をどうするかというような質問はありませんでした。社会党の友寄県議の質問がその日の午後からあり、それに答える形で代理署名問題に関する知事のスタンスを明確にし、「はっきりとこれは断わる方針だ」と宣言しました。そして翌日、防衛施設局長に通告をしたわけです。

そして、平成7年11月22日に勧告がまいりました。これは地方自治法に基づくひとつの整理の手順で、これを行うようにという勧告です。私たちとしては、方針を決めていましたので、11月24日には（これは3日以内に回答するとなっています）「応じられない」と回答しました。続いて29日に、今度は命令がまいりまして、12月4日には「命令に応じられない」という回答をしました。地方自治法に基づく一つの手順で、そういうやり取りがなされたわけです。そしてついに、平成7年12月7日、内閣総理大臣は地方自治法151条の第2項と第3項の規定に基づいて、沖縄県知事を被告とする職務執行命令訴訟を福岡高等裁判所那覇支部へ提訴しました。

### 3. 代理訴訟の現状

それ以後は、まず12月22日に第1回口頭弁論が行われました。その席の冒頭、知事

は「ぜひ実質審理をやっていただき、歴史に耐えるようなご判決をお願いしたい」と裁判官に要望をしました。

そして2月9日、口頭弁論が開始され、2月23日に第3回、3月11日に第4回の口頭弁論が行われます。この第4回口頭弁論では、知事・被告本人が裁判所で証人尋問に応じることになっています。おそらく今日、私がみなさんにお話したような基地に関わる問題について、また「なぜ代理署名できなかったか」について申し上げる機会になると思います。

私たちとしては、このような沢山の基地を抱えると、「本来の意味での地方自治の侵害」や「憲法上の平和的な生存権」の問題が関わってくることを、なぜあえて、みなさんの選挙で選ばれた首長がやらなければならないのか、自らの地方自治を否定するような署名・押印はできないという主張になるだろうと思います。

この立会い署名・押印に応じなかったことは全国的に放送され、みなさんもご承知のことだと思います。私が今日お話をしたものを一つの前提として、日米安保をめぐる動向、再定義の問題が広がってきています。安保のグローバル化、世界化がすすむと、沖縄の基地は永久不変に返らないということを知事は心配したわけです。将来にわたる、在沖米軍基地の機能強化・固定化につながるということが知事の頭をかすめたわけです。安保の再定義により、仮に21世紀まで沖縄の基地が返らないとすれば、私たち、現在に生きる大人は将来の子供たちになにを引継ぐべきか、将来の若い人たちの成長を妨げるような基地を許容して良いのかと絶えず疑問としているわけで、知事と

して、そういうことは絶対に許容できないという観点から、この職務執行命令とたかっているわけです。

おそらく大田知事は、財産権の問題、法の下の平等の問題などで、なぜ私たちは本土と明らかに違った取扱いを受けなければならぬのかを、裁判所の側で実質的に審理してもらいたいと考え、基本的人権、憲法でいう平和主義、それから地方自治とはなにかを多面的に深く審理をしてほしいということを裁判所に準備書面を添えてお願いしています。現在までに聞こえてきているのは、一つは国と県という機関同士の話合いの問題であり、単に手続き問題として法的な問題が横たわっているのであって、沖縄の基地の形成過程の問題とか、沖縄が現在どのような状況になっているかを審理する必要はないという、手続き上の問題だけに終始しようとする傾向です。ですから大田知事の最終的な証人尋問だけでなく、読谷村のようにたくさん基地に取られているところの首長の話、反戦地主のみなさんたちの証人尋問もしてくれと、ほぼ23人ほどの人にお願いしてあります。先ほど申し上げましたように、機関同士の話合いだということで、証人として認められそうもない状況です。

そういう観点から、ぜひ実質的な審議に至るように裁判所にお願いしているのですが、前回の2月のときには、知事が証人喚問され、代表質問が行われているその日に来てくれと裁判長からお話をありました。それは、代表質問のちょうど二日目に当たったものですからクレームをつけましたところ「知事として裁判に出て証言するか、議会で対応するかを選択しなさい」というセリフを残して終わりました。

大変なことと思いました、地方自治を軽んじていることをどう思っているのかと。大田知事は県議会で代表質問に答える義務があることを分かりながら、「どちらかを選択しなさい」というのはとんでもないことだと、代理訴訟を担当している弁護士が大挙して押しかけてこれを撤回させ、知事の尋問を3月11日に伸ばすことが決定されたわけです。判決を急ぐ、国には大変な打撃だと思います。

私たちとしては、ぜひ知事の実質的な審理をし、他の人びとの声も聞いて、沖縄が苦悩している姿をぜひ理解していただきたいとお願いをしていますが、大変厳しい状況にあるというのが、現在の代理訴訟、職務執行命令訴訟上の問題です。

## 6. 21世紀の未来象——国際都市「沖縄」

最後になりました。今までお話ししてきたような裁判問題を抱えながら、同時にまた日本政府との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を開催しながら、沖縄基地の整理・縮小について話し合っていると、分かりや

すぐ言えば、右手で喧嘩しながら左手はいろいろ相談している、このような二つのルートで基地問題の解決策を探っているというのが現状です。そして「沖縄米軍基地問題協議会」の中で、私たちは「21世紀の沖

縄の未来象」、いわゆる「国際都市形成沖縄」をつくり協議会に出しました。

これは沖縄の持つポテンシャルと言いますか、南に開かれた地域としての国際交流性を伸ばしていき、ポスト「4全総」の一つの柱として位置付けようと思っています。これについては国土庁の理解があり、一つの南の国際交流の軸として打ち立てるという話しがあります。私たちは、それを拡大・発展させる方向で、県としての案をつくりました。沖縄の技術交流の場、国際交流の場づくりの下地を、たまたま基地が邪魔をしているという結果になっています。国際交流の場あるいは国際機関を誘致する場として、沖縄を使いたいということから、すべての基地を対象にして西暦2015年までに3段階に分けて返してもらうという「基地返還アクションプログラム」をつくり、国に提出したわけです。

この中では、例えば普天間基地は2001年までに目途をつけてもらうという「返還プログラム」上の位置づけをし、あと2010年までのものがBランク、2015年までのものをCランクとするという、3ランクに分けてあります。このランクづけは沖縄県のすべての市町村（基地が所在する市町村長）の了解を取りつけています。ちなみに沖縄県の基地の整理・縮小については80～85%の人びとが支持しています。ただし、これの最も主役である「地主」は、中味がないということから反対しているという事実も、また、みなさんに申し上げておかなければならぬと思います。これは「このような状況で明日にも返されたら飯の食い上げだ」という思いがあると思います。私たちも、地主たちの不安は良く承知をして

います。地主の6割近くが60歳以上のリタイアされた年金生活者ですので、2百万円以下の地料しかない人が多数を占める状況であり、地主たちの生活保障という面について気をつけないと反対にあうことは良く承知しています。私たちは、基地の跡地利用という問題について、地主たちが不安のないような「21世紀の未来象」をつくっていきたい。そして地主だけではなく、一般的の県民からも支持され、希望を持てるような国際都市沖縄をつくっていきたいという方針を立てています。

現在の状況はけっして明るくはありません。そういう未来象をつくるためには膨大な資金が必要です。したがって、国の全面的なバックアップ体制がなければ、こういうグランドデザインは具体化できないと感じています。また、沖縄県の市町村長のバックアップ体制、支持・支援もなければ進まない、とりわけ地主たちの同意がなければなかなか前に進まないこともあります。私たちは、こういう課題を一つひとつ片付けて、基地のない平和な沖縄を目指し、そして日本国に貢献する南の交流拠点として生まれ変わりたい、このような方向性を確認して沖縄の将来に夢を託しているというのが現状です。

本日は、お招きいただきまして、このようなお話を聞く機会をいただき大変ありがとうございました。今後も沖縄の問題について、みなさまとともに考えていきたい。これまで以上の関心を持っていただき、連帯をしていただければ大変ありがたいと思っています。拙い私の話を最後まで聞いていただき、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

## 栗国正昭(あぐに まさあき)さんのプロフィール

1943年2月8日大阪で出生。47年沖縄に引き揚げる。66年3月琉球大学文理学部法政学科卒業。67年沖縄県庁へ入庁。92年4月総務部知事公室基地対策室長・副参事に就任。軍用地の返還促進、軍用地の跡地の転用計画策定促進、「駐留軍跡地利用基本計画」(県計画)の策定。「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(軍転特措法)の制定に向けての県側のキャップとして携わる。現在、事件・事故への抗議・要請、議会対応、沖縄米軍基地問題協議会、幹事会への対応、各団体からの抗議・要請対応、知事訪米要請、知事代理署名訴訟対応等に9名の職員とともに、多忙を極める毎日を送っている。



## 質 疑

司会者 栗国さん、どうもありがとうございます。21世紀に向けて子供たちに平和な島を残したい、国際交流都市としての沖縄をつくりたいという、自治体担当者としての熱い思いが、みなさんにも十分伝わったのではないかと思います。時間が限られていますが、栗国さんへの質問を二三お受けしたいと思います。

神崎 「神奈川県視覚障害者の雇用を進める会」の神崎と申します。民間の地主の方、地権者が沢山居られ、仮りに基地が返ってきたとしても、その後の都市計画の難しさなど、私がまだ知らなかつたことを沢山聞かせていただきありがとうございました。いま、私が感じていることと、質問を一つだけ述べさせていただきます。

今回の大田知事の行動では、住民を大切にしていくこうという姿勢が、これだけ大きな盛り上がりになったということを感じる

ことができました。今回の菅・厚生大臣の薬害エイズについてとられた行動もまだ不十分だと思う点も感じるわけですが、私が思いますのは、大田知事にしても菅さんにしても、住民が政治に無感心ではいけないのだということです。住民はそこに入っていき、どういう首長を選んでいかによつてその地域の政治が変わるということを象徴しているのではないかと思います。沖縄県民が大田知事を選ばれて、そして大田知事の下でみんなまとまって動いていっていることに強い印象を受けましたし、これから自分たちが政治に関わっていくための勇気を与えていただけたように思います。

それからもう一点、それは阪神大震災の後、残念なオウム事件がありました。その事件によって、少なくとも神戸やその地区の人びとは地震を忘れなかつたと思いますが、多くの日本国民は地震を忘れて「オウム」の方ばかりが気になってしまった。沖縄の問題が少女暴行事件ということで、去年9月にクローズアップされたときに、今まで「地位協定」なんて考えなかつた人たちも考えるようになったと思うのです。い

ま「住専」が大きい問題になっていて、住専は住専で問題だと思いますが、それに報道が走っていることによって、ぼくたちは沖縄を忘れつつあるのではないか、そんな気が正直に言ってしまいます。沖縄の人びとは忘れられないことなのだけれども、去年の「オウム」が阪神大震災を忘れさせたように、「住専」が沖縄を忘れさせつつあるとぼくは思っています。

いま、粟国さんのお話を聞くことによって、ここに集まっている人びとが、家や職場や学校に戻ってもう一回伝えなおすことが、沖縄への連帯につながるのではないかと思いました。

質問はつぎの点です。裁判もなかなか厳しい状況であるというお話をしました。訴訟指揮の中で被告沖縄県側の弁護士が大田知事に対して尋問をする際に、あなたの気持はなんなのかとか、地方自治をどう思うかとか、沖縄県にとって基地はなになのかという質問をされたときに、それは訴訟に関係ないと尋問自体をストップさせられることもあるのではないかという印象を持ちました。そこで、この裁判はかなり緊急性があると思いますが、いま我々はなにをすればいいか、なにをすることが訴訟を良い方向へ持っていくことになるのか、粟国さんのお考えを教えていただきたいと思います。

粟国 大変ありがとうございました。この代理署名問題については、大田知事が就任した翌年でしたか、公告従覧代行問題が持ち上がりました。その際には、やむを得ず公告従覧代行を致しました。そのときの国の話しが、いろいろ制度の問題もやりましょう、基地の整理・縮小もやりましょうということを防衛施設庁長官の声明と

して出し、沖縄県に対するメッセージという形で約束していたいたものですから、知事としても不本意ながら公告従覧したわけです。

代理署名は、その前の西銘知事がすでに行っていました。ですから当選後の大田知事にきたのは公告従覧代行の問題で、基地問題を前向きに考えるという防衛施設庁長官の発言に基づいてやむを得ず代行を致しました。しかしその後の4年間を検証してみると、国のそのような約束がなかなか実現されなかつたというくやしい思いがあつたわけです。そして国がきちんとした声明を出してもなかなか実行してくれないという思い、とりわけ「軍転法」などについて結局やってくれなかつた。やむを得ず、地元の議員を活用しまして、議員立法に持ち込んで「軍転法」をつくったということがあります。

その「軍転法」には、自民党の方々にも協力していただいてやっとできたという状況があります。その時に大田知事は「つぎは自分の考え方でやらなければならないのではないか」思ったそうです。そして、訪米しての要請、日本政府の対応、先ほど申しました「21世紀まで沖縄の基地を強化・固定化し、若者に夢のない沖縄を引き継ぐことになるのではないか」という強い懸念から、「代理署名は拒否する」ことになったわけです。正直に言って、代理署名を拒否することがこれだけ日本全国に波及するとは考えておりませんでした。

しかし、すごいセンセーショナルな形で広がりました。「住民自治はどうあるべきか」「地方自治はどうあるべきなのか」。最近では「地方分権の一つの形としてこれを

勝ち取っていかなければいけないのではな  
いか」ということがあり、そして「国の方  
式的な裁判を許さない」ということがあります。ですから本来は、この裁判に勝ちぬ  
けばよろしいのですが、「砂川闘争」など  
を見て、手続き問題だけに終始する可能性  
がありますが、その後、最高裁判所において「実質審理をしなさい」と差し返された  
経緯があります。私たちはそれに一つの望  
みを持っています。実質審理をぜひやって  
欲しいと思っています。

その意味において、「沖縄の基地問題」  
について裁判所が聞くことを聞いて、その  
上にたって判断するように、国に対し裁判  
所に対して「実質審理をするように」とい  
うなんらかのアクションを起こしていただ  
ければ大変ありがたいと思います。私たち  
の地域からも「実質審理をするように」とい  
う沢山の葉書が裁判長のもとに来ている  
そうです。裁判長も、先ほど申し上げまし  
たように知事に日程の選択を迫った経緯も  
ありましたが、民間の怒りがものすごく大  
きいものですから、その日程を変えたとい  
うことがあります。「民の声」というのは  
裁判所とて無視できないのではないか。そ  
ういう意味合いで、ご支持・ご支援をい  
ただければと思っております。

質問(女性) 大田・沖縄県知事に対する  
職務執行命令訴訟についての「公正な裁判  
を求める要請」の葉書を、去る2月に原水  
禁運動の発祥地・第5福竜丸の展示会に行  
き見かけました。その葉書を、みなさんに  
も紹介して、一人でも多くの人がささやかな  
行動ではありますが、一緒にやっていけ  
たら良いのではないかと思い、ご紹介しま  
す。福岡高等裁判所那覇支部・大塚裁判長、

酒井裁判官、稻葉裁判官に宛てた葉書です。  
「大田沖縄県知事に対する職務命令訴訟に  
ついて公正な裁判を求める要請

大田知事の米軍用地強制使用のため、代  
理署名拒否は県民の声です。裁判所は沖縄  
県民の声に耳を傾け、実質審理を尽くし、  
県民及び国民の納得いく公正な裁判を進め  
るよう、ここに強く要請致します。」

このように大変簡単な内容です。一人で  
も多くの方が、私たちと一緒に葉書要請行  
動をしていただければうれしいと思い、ご  
紹介しました。(拍手)

質問(女性) 粟国さんチュウウガナビラ  
(沖縄の言葉で「こんにちは」の意)。

私たちはこちらで、沖縄の知花さんの闘  
いの応援を8年間やってきました。これか  
らは沖縄現地との連帯闘争を、川崎・厚木  
で、神奈川で継続してやっていきたいと思  
っています。毎年、公開審理の応援にも行  
っていますが、今回は3月31日に知花さん  
の土地の契約が切れるので、私たちは家族  
ぐるみで行くことになっています。

自分たちが集団就職で神奈川にきて以  
来、沖縄の基地が全然問題にされなかっ  
たのですが、ここにきて沖縄の怒りが大爆發  
し、本土でも沖縄のことが取り上げられる  
ようになりました。沖縄の基地問題を前進  
させていかなければ「21世紀になんでも沖  
縄に未来がない」と、沖縄のだれもが、全  
本土のだれもが思っています。大使館へ抗  
議に行ったときにも、守衛の人が私たちの  
考えに同意してくれました。沖縄の基地に  
対する怒りというのは正義です。大田知事  
の決起は本当に「島ぐるみ」です。沖縄が  
一つになって未来に向かって進んでいるこ  
とがものすごい感動をよんでいます。これ

からも頑張っていきたいと思います。

反戦地主に私たちも入って闘っていきたいと思うのですが、その募集要綱とかはありますか。

粟国 反戦地主の規則というのは行政としては関知していません。

知花さんの土地は読谷村の「象のおり」というところの一角にあります。それが平成8年3月31日に契約が切れる知花さんのお父さまから引き継いだ土地になっているわけです。これはいま新聞報道上で見るかぎり、国の方が大変厳しくなったという話です。この11日に知事の尋問をし、知事を尋問したという根拠をつくり、15日くらいで結審するのではないかという記事も書かれています。これまでの訴訟指揮からしてそういう可能性も否定できないということ

を感じているのは事実ですが、実態としてそうなるかは、私たちもわかりません。

かりに、この15日から国の方が手続きをはじめたとしても、3月31日に契約が切れる知花さんの土地の使用権限を得るというのは大変厳しくなったと思います。ただその非常手段として6か月間の緊急避難的な使用があります。これも県の収容委員会の承認を得る必要がありますので、そういう意味において、国の方が追い込まれているのじゃないかとは感じています。もし現在の訴訟で国が勝ったとしても、知花さんの土地の使用手続きには、かなり無理が出てくるのではないかという新聞報道があり、そういう状況になっています。

司会 粟国さん、どうもありがとうございました。



# 発 言

横浜弁護士会基地問題小委員会

委員長 福田 譲さん

ご紹介いただきました弁護士の福田と申します。私は厚木基地訴訟などをやってきましたが、今日はその立場ではなく、横浜弁護士会人権擁護委員会、その中の「基地問題調査小委員会」の委員長をしているという関係で発言させていただきます。今日は弁護士会の代表、あるいは委員会の代表としてということには職務上いきませんので、一弁護士としての話と形式的には受けとっていただきたいと思います。

弁護士会では6年半ほど前に、基地委員会を中心に県内の基地問題について法的な角度からできるかぎり検討してみようということで「基地と人権」という本を出版させていただいた経過があります。ただ、ちょっと日にちが経っていますのでアップデートでなくなっている部分もありますが、それを現在の状況の中でどう活かしていくか、再検討をしようといま考えています。

その一部分をご紹介しておきますと、この弁護士会の委員会として、1977年の緑区の事故の調査をやり、事故の原因の究明とか事故対策の問題について、人権擁護委員会と弁護士会長の連名で、警察あるいは県などに要望とか勧告を出した経過があります。これまで県内の問題について、いろいろな角度からできることをやってきたというのが委員会の性格なのですけれども、「基地と人権」を出版してからちょっと気

が抜けてしまったこともあり、少し活動が停滞していました。

今回、沖縄の問題やその経緯などに触発されたところもありまして、改めて先ほど来話題になっている「地位協定」の問題を検討してみようということでそれをはじめています。ちょうど沖縄県から「地位協定の見直し案」が出され、国に要請されていることもありますし、われわれとしても、沖縄県の実情から神奈川県にも同じ問題あるいは違う問題があるはずで、神奈川県の実情に即して、基地の存在と運営に関わる人権問題を中心に、地位協定上の問題を掘り下げて解明をしてみよう、そしてできれば、そこから横浜弁護士会として沖縄県に見習ってではありませんが、地位協定の運用やあるいは条項の見直しを提言をしていきたいと考えています。

そのために再度、県内の基地の状況あるいは問題状況についての調査も並行して進めていきたいと思っています。われわれ弁護士というのは、必ずしも基地問題に詳しくはありません。むしろ「いのくら」のみなさんの方が実態に詳しいし、問題意識も絶えずもっておられるということがありますので、弁護士の立場からできる別の角度で、法的なあるいは人権の角度からお役にたてることがあるかと思います。そういう意味でこの間、いくつかの反基地団体の方と懇談したりしてきたこともあります。

そういう中で、先ほど申し上げたような問題意識に基づいて、ぜひ神奈川県との問題提起を横浜弁護士会から発信ていきたいと思っていますのでぜひよろしくお願いしたいと思います。そういうことを神奈川県でやっていくことによって、沖縄が

孤立してしまわないように、沖縄をバックアップしていくことができるよう、そして神奈川県独自の問題を一歩でも前進をさせて、沖縄と本土で基地の問題を押しつけあうようなことのないように、ぜひ手をたずさえて進めていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。どうもありがとうございました。(拍手)



### 厚木基地爆音防止期成同盟

委員長 鈴木 保さん

沖縄の県民のみなさんは、大変幸せだと思います。県知事が「君たちと一緒に、俺が先頭で闘うよ」と言っているのです。神奈川知事が基地問題で、そういうことを少なくとも言ったという記憶は、私にはないのです。だから沖縄の県民は、そういう意味で幸せだと思います。私は、徹底して闘えば良いと思う、やっぱり世の中は闘わないと問題が見えてこない、いまそういう社会です。

昨年の12月26日、やっと判決で言ってくれました。厚木の騒音については、われわれは爆音という言い方をするわけですが、「厚木の爆音については極めて違法性が高い。従ってWECPNL80以上の区域にあっては、将来かなり長期間、その静穏で安心して生活できることは戻ってこないだろう」、こういう言い方を、判決ではしたのです。

県内の各地方議会が3月議会に入っているようですけれども、大和市の施政方針で、土屋市長は「厚木基地の第一次訴訟の判決

に基づいて、今後新たな基地政策の展開をしていく必要がある」と言っているのです。頼んだわけじゃないのです。頼んだわけじゃないけどそういうふうに言っています。いや「要請があるということはきちっと使え」とは言いましたし、綾瀬市長にも近々言おうと思いますけれども、大和と綾瀬の市長が頑張ってくれると、私は方向が展開していくだろうとに思っています。

神奈川県の副知事がさきほど挨拶をしました。だけど基地部会の中で、少なくとも昨年の12月25日に副知事交渉をした際の話というのは、これっぽっちも出てこない、木で鼻をくくったような話しかないのでです。それを変えるのは、われわれしかいないのです。私などもあと1~2年しか生きていません、まあうまくいくと、もう少し生きるかもしれないけれども、あまり生きたいと思っていません、悪い社会だから。

そういう意味で私は、みんなで前へ進まなければいけないと思っているのです。判決が、やっと差し止めはできないけれども認めてくれたということを、われわれはしばらくの間背負いつづけ、同時にいま、二次訴訟を大勢でやっていますが、まだ1年半ぐらいかかるようですから、東京高裁の判決までに、地域で新たなアクションを起こして、基地を取りまいて「もう基地はいらない」と、「硫黄島へ艦載機は全部いけ」と、こういう構造を行政を引き込んでつくっていきたいと願っています。

私は率直に言って、積極的にしかも大胆に沖縄と連帯をして、今日の集会の場でそれぞれが決意をして、これから闘っていきたいと申し上げて終わります。(拍手)

## 集会アピール

「基地のない沖縄を返せ！」と沖縄の人々は叫んでいます。県は軍用地強制使用のための代理署名を拒否し、市町村も人々の願いを実現するために動いています。昨年9月のいまわしい事件を契機に、基地縮小・撤去の声は、「日米安保」を根底的に問うものに高まりました。

昨年、沖縄県が政府に提出した「日米地位協定の見直しに関する要請」は冒頭次のように訴えています。「日米地位協定は、日本国内のどこにでも基地を置くことができると言っているのに、沖縄には在日米軍基地の75%が集中している。この現状に対して県民は大きな不満を持っている」。この訴えに日米安保体制がもたらした不公正と不平等が凝縮されています。軍隊という暴力と殺戮の機械、しかも巨大な外国軍隊を受け入れること、そこから生まれる様々な被害を一地域の人々に押しつけ続けることによって守られる「安全」とはいったい何なのか。沖縄は根元的な問いを発しつづけています。この問いは同時に基地の偏在を許している国の方や、住民自治とは何かという問い合わせもあります。

私たちは今日、その沖縄の人々の叫びを、本土にあって第二の基地県と言われる神奈川に暮らすものとしてどう受け止め、私たち自身がこれからどのように進むべきかを考えるために集まりを持ちました。

そして今、私たちは、私たちが暮らすこの神奈川を、基地のない郷土に作り替える。そのための筋道を探り一つひとつ実現する。それこそが、沖縄からの声に応える道であることを確信しています。

私たちの神奈川にも、在日米軍基地がもたらす不公正は満ちみちています。

○厚木基地周辺の航空機騒音はなぜ解消されることなく、人々の暮らしを脅かしつづけているのでしょうか。

○市民の大多数が反対しているにもかかわらず、なぜ池子では緑を切り裂いて住宅建設が強硬されるのでしょうか。

○米軍が起こした環境汚染に対して、なぜ自治体は立ち入り調査ができないのでしょうか。

○上瀬谷基地のように遊休化した基地が、なぜ市民の手に返ってこないのでしょうか。

○核兵器を積んでいるかもしれない軍艦。自治体も市民もなぜその入港の事実を事前に知ることができないのでしょうか。

○横須賀の泊浦湾のように、米軍が勝手に埋め立てて基地を拡張することがなぜ許されてしまうのでしょうか。

これらのあらゆる場面で、日米地位協定は、問題の正しい解決を妨げています。

沖縄の“島ぐるみ”基地撤去運動の高まりは、決してにわかに作られたものではなく、住民と自治体がそれぞれに積み重ねてきた努力の結実であるというとも私たちは知っています。今度は私たちの足下にある基地を取り去るために力を合わせる時ではないでしょうか。

今日の集会の参加者一同の名において、訴えます。

沖縄の“島ぐるみ”的基地撤去の闘いを支援します！

市民と自治体の手で「地位協定」を見直し、軍隊の特権を取り払おう！

基地のない神奈川に向けて知恵と力を出し合おう！

1996年3月2日

第31回いのちとくらしを守る県民のつどい  
「沖縄の選択と神奈川の可能性」参加者一同

## <資料>

# 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第6条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地 位に関する協定（日米地位協定）

昭和35年1月19日ワシントンで署名  
昭和15年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

### 第1条（用語の意義）

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
  - (1) 配偶者及び21歳未満の子
  - (2) 父、母及び21歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの。

### 第2条（施設・区域の提供等）

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個別の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取扱を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

### 第3条（施設・区域に関する措置）

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入りの便を図るために、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通じて両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るもの

とする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならない。

#### 第4条（施設の返還）

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行う建設には適用しない。

#### 第5条（入港料・着陸料の免除）

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入りすることができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法による。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらとのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1に掲げる船舶が日本国港に入る場合には、通常の状態においては、日本国当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

#### 第6条（航空交通管理・通信）

1 すべての非軍事用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈その他の航空補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならず、かつ、これらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

#### 第7条（公共役務の利用）

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用ることができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

#### 第8条（気象業務の提供）

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

(a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）

(b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）

(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務

(d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

#### 第9条（合衆国軍隊構成員等の地位）

1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の運用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
  - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
  - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならぬ。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国にあって又は日本国にあるその間の身分を日本国当局が確認することができるようにならなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があってその者がそのような入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自國の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

#### 第10条（運転免許証）

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国登録番号標を付けていなければならない。

#### 第11条（関税等の取扱）

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課す。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
  - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到達した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための見回品
  - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
  - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

- 5 税関検査は、次のもの場合には行わないものとする。
  - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
  - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
  - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及びそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。  
(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。  
(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。  
(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押されたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

#### 第12条（調達）

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局者間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国権限のある当局を通じて又はその授助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
  - (a) 物品税
  - (b) 通行税
  - (c) 撃発油税
  - (d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び撃発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免除又は税の軽減を認めるための手続きについて合意するものとする。
- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国当局の授助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解雇され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続が適用される。
  - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前期の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
  - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。
- (c) 前記の通告が行われたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

#### 第13条（租税）

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、または合衆国軍隊若しくは第15条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって、日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

#### 第14条（指定合衆国人の法的地位）

1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条の規定がある場合を除くほか、日本国に居所を有する。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行われるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行われるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行っているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a) 第5条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第9条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第21条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国当局に隨時通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課

されない。

- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転について日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
- 7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいざれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものでもない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本の法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国当局は、できる限りすみやかに合衆国軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

#### 第15条（諸機関の管理等）

- 1 (a) 合衆国軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。  
(b) 合衆国軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国当局に対し、日本国税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

#### 第16条（法令尊重等の義務）

日本国において、日本国法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

#### 第17条（裁判権）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
  - (a) 合衆国軍当局は、合衆国軍法に服するすべての者に対し、合衆国法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
  - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国領域内で犯す罪で日本国法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国軍当局は、合衆国軍法に服する者に対し、合衆国法令によって罰することができる罪で日本国法令によっては罰することができないもの（合衆国安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。  
(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国法令によって罰することができる罪で合衆国法令によっては罰することができないもの（日本国安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。  
(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
  - (I) 当該国に対する反逆
  - (II) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (I) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (II) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本國に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本國の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本國により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場所にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物権の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本國の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍事当局がこの条の規定に基づいて日本國の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従って日本國の当局又は合衆国の軍当局のいすれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本國の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本國の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本國の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本國の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本國でその当時通常行われている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本國の当局との取扱に従うことを条件とし、かつ、日本國の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及

び秩序の維持のため必要な範囲に限るものとする。

- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場所にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物権の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。  
(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国法が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。  
(b) 日本国の当局は、合衆国の軍事当局がこの条の規定に基づいて日本国領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならぬ。
- 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国領域内において同一の犯罪について重ねてそのその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を請けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属それらの家族は、日本国裁判官に基づいて、公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
  - (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
  - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
  - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
  - (d) 証人が日本国管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
  - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時行われている条件に基づき費用を要としないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
  - (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
  - (g) 合衆国政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。  
(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国当局との取扱に従うことを条件とし、かつ、日本国当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

#### 第18条（請求権の放棄）

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上または航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。
  - (a) 損害が他方の当事国防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
  - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は障害が公用のため

使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国その他当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。

- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段に合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
  - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことのある日本国民の中から選定する。
  - (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (I)、(II) 及び (III) の規定に従って分担される。
  - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定めら、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
  - (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1400合衆国ドル又は50万4000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通過の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の行為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定に適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
  - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
  - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
  - (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであると問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束を有する最終的のものとする。
  - (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (I) 及び (II) の規定による分担案とともに、合衆国と当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
  - (e) (a) から (d) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
    - (I) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
    - (II) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
    - (III) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払請求書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行われなければならない。
  - (f) 合衆国隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
  - (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権に適用しない。た

だし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6 日本国における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。

8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為の公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って専任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は最終的のものとする。

9 (a) 合衆国は日本国裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国当局に引き渡さなければならない。

- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

#### 第19条（外国為替管理）

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

#### 第20条（軍票）

1 (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のために使用することができる。合衆国政府は、合衆国規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b) 合衆国の当局が認可されない者に対し軍票を使用する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用的結果として、合衆国又はその機関が、その許されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うこととはないことが

合意される。

- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して、設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

#### 第21条（郵便）

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

#### 第22条（予備役編入）

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

#### 第23条（安全確保の措置等）

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため隨時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

#### 第24条（経費負担）

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取扱を行なうことが合意される。

#### 第25条（合同委員会）

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行う。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

#### 第26条（国内法による承認・効力発生等）

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改定を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の中は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要な措置を立法機関に求めることを約束する。

#### 第27条（改正）

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改定をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

#### 第28条（有効期間）

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前

に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

(両国全権委員氏名省略)

1996年4月25日

自治研かながわ月報第52号（1996年4月号、通算116号）

発行所 社団法人 神奈川県地方自治研究センター

発行人 横山桂次 編集人 上林得郎 定価1部 500円

〒232 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F

☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199

振替口座 労働金庫本店 1365-1195174 横浜銀行市庁舎支社 317-709629

## 会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局☎045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価500円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。